

令和3年度の道路貨物運送業に対する労働時間等説明会について

神奈川労働局

1 趣旨

自動車運転の業務に関しては、働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されており、これまで、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準が適用されていなかったことから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要である。そのため、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた道路貨物運送業に対する労働時間等説明会（以下「説明会」という。）を令和元年度から開催してきたところであるが、令和3年度も引き続きこれを開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行う。

2 開催内容

(1) 実施主体

各労働基準監督署が実施主体となる。また必要に応じて、関東運輸局神奈川運輸支局から講師派遣の協力をいただくこととする。なお、複数署の管轄地域の事業場を対象とする場合など必要に応じて神奈川労働局、関東運輸局神奈川運輸支局、神奈川県トラック協会の共催とすることがある。

(2) 実施時期及び対象事業場

令和元年度から令和5年度までの間（特に令和元年度からの3年間に集中的に）に全ての道路貨物運送業の企業を対象として説明会を実施する。

令和3年度は、神奈川県内の各労働基準監督署において、第2四半期以降、①神奈川県トラック協会の会員企業のうち令和元年度、令和2年度の説明会に出席していない事業場、②同会員企業以外の事業場を対象に説明会を実施する。

(3) 説明内容（約1.5時間）

「労働基準監督署」で説明する内容

- ・時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の確実な取得、長時間労働者に対する面接指導制度の概要等の改正労基法等の内容を中心とする。また、各機関からの要望に応じて、その内容を盛り込む。
- ・「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」（特に取組事例）
- ・「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」（特に取組事例）
- ・各種助成金等の支援策
- ・独禁法（物流特殊指定）での禁止行為

「関東運輸局神奈川運輸支局」で説明する内容

- ・「ホワイト物流推進運動」等

(5) その他

出席率を高めるために、案内文を各労働基準監督署、神奈川労働局、関東運輸局神奈川運輸支局の連名にする。また出席者名簿はトラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会事務局で共有する旨の文書を記載する。